

平成十九年四月六日受領
答弁第一五〇号

内閣衆質一六六第一五〇号

平成十九年四月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員渡辺周君提出中央省庁退職者に対する再あつ旋に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員渡辺周君提出中央省庁退職者に対する再あつ旋に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの事項について、調査を行うことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

二について

国家公務員退職者の再就職をあつせんする行為については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）その他の現行の法令において、禁止又は処罰する規定はない。

三について

再就職規制については、全体パッケージの中で、各府省等によるあつせんをなくして、機能する「新・人材バンク（仮称）」へ一元化していく方向で法案化を進めているところであるが、現在、これらの具体的な在り方等について検討しているところであり、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。